



世民律師事務所 SHIMIN LAW OFFICES

国家發展改革委員会等の諸部門、

「国際的な商務人員の往来利便化」を含む新政策を公布

2022年10月27日

上海市世民律師事務所

2022年10月25日、国家發展改革委員会は、そのウェブサイト上に、複数部門（国家發展改革委員会、商務部、工業情報化部、自然資源部、生態環境部、交通運輸部等）が合同で印刷・発布した「製造業を重点とする外資の増量拡大・存量安定・質向上の促進に関する若干の政策措置」（以下、「政策措置」）を公布しました。

「政策措置」は、合計3つの部分に分かれて合計15項目の措置で構成されています。その中の(7)の措置「国際的な商務人員の往来利便化」には、「新型コロナウイルスの防疫を適切に行う前提の下、多国籍企業、外資系企業の高級管理職者、エンジニアおよびその家族の出入国を便利にする。各地方は、中国—海外人員往来の「ファストトラック」を適切かつ十分に活用して現地の実情を勘案し、基準とプロセスを更に明確にし、外国籍人員の中国訪問のために便宜を提供する必要がある」と規定されています。

「政策措置」の具体的な措置のタイトルは次のとおりです。中国語の全文は次のリンクから検索可能です。

<https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202210/P020221025312057016986.pdf>

- 1、投資環境を最適化し、外商投資の流入を拡大
 - (1) 外資参入ネガティブリストの踏み込んだ実施
 - (2) 外資参入後の内国民待遇を高い基準で実行
 - (3) 外資プロジェクトの契約締結の実行推進
 - (4) 土地要素の保障強化
 - (5) 国際産業投資協力の一連の活動を展開
 - (6) 国際投資公共サービスプラットフォームの機能向上
- 2、投資サービスの強化、外商投資企業の発展支援
 - (7) 国際的な商務人員の往来利便化
 - (8) 貨物輸送物流の流通・円滑化保持の強化
 - (9) 外商投資企業の金融支援の強化
 - (10) 外商投資企業による利益の再投資を奨励
 - (11) 製造業外商投資企業の輸出入支援

3、投資方向性の誘導、外商投資の質の向上

- (12) 外商投資構造の最適化
- (13) 外商投資の革新的発展の支援
- (14) 外商投資のグリーン・低炭素アップグレードの加速化
- (15) 製造業外商投資企業の国内の段階的移転を誘導

注：上記情報は公開されている各種公式情報に基づき収集整理した情報であり、一般的な参考情報として供することを目的としてのみ作成されたものです。上記情報に含まれる内容は政策および法律改正等の要因により、通知なしに変更される可能性があり、その正確性および確実性を保証するものではなく、弊所は上記情報の全部又は一部に起因するいかなる直接又は間接的な損失および損害に対して、いかなる責任も負いません。

上記情報に関するご不明点は、下記担当者までお問合せください。

日本窓口：

黒田（東京）

中国大陸窓口：

中野（大連）

坂口（上海）

info@shiminlaw.com